

序 文

戦後急速に普及發達したスポーツにバドミントンがある。バドミントンは最初印度に起こったものであるが、その後英米等に盛となり又南方諸國でも盛に行はれた。我が國でも戦前一部愛好者の間に行われてゐたがその範圍は極く局限されてゐた。然るに終戦後南方歸還者の手によつて各方面に急激な普及を見た。今日では日本全國殆どいたる所にバドミントン競技が見られ、全国的な競技機關として日本バドミントン協會が結成され、支部の數も二十に近い。

今後益々隆盛となるべきバドミントンの為に正しい競技のあり方を示すものとして正規の規則書は何よりも要望せられる。殊にかうした國際的なスポーツでは特に然りである。今回日本バドミントン協會は各方面の要望に應へる為めこの規則書を刊行した。それは最近における國際規則の翻譯である。之によつて正しい競技をバドミントン愛好者に知つて貰い、更に進んでは我國の競技が世界の水準にまで達する日の近い事を期待したい。既に他のスポーツに於て世界の水準に近い我國で、この国情と国民性に適したバドミントンが世界的な競技として誓い将来に世界の檜舞台に活躍すべき事は決して夢想ではあるまい。この希望と期待とを以て我々はこの規則書を世に贈るものである。

昭和二十四年三月

日本バドミントン協會會長

山 田 文 雄

目次

試合規則	一
用語解説	一六
協會規約	一八
登録規定	二三
協會役員	二四
支部所在地	二六

バドミントン規則

(註 国際バドミントン連盟一九三九年改訂ルールズ準拠と手書き)

コート

第一条

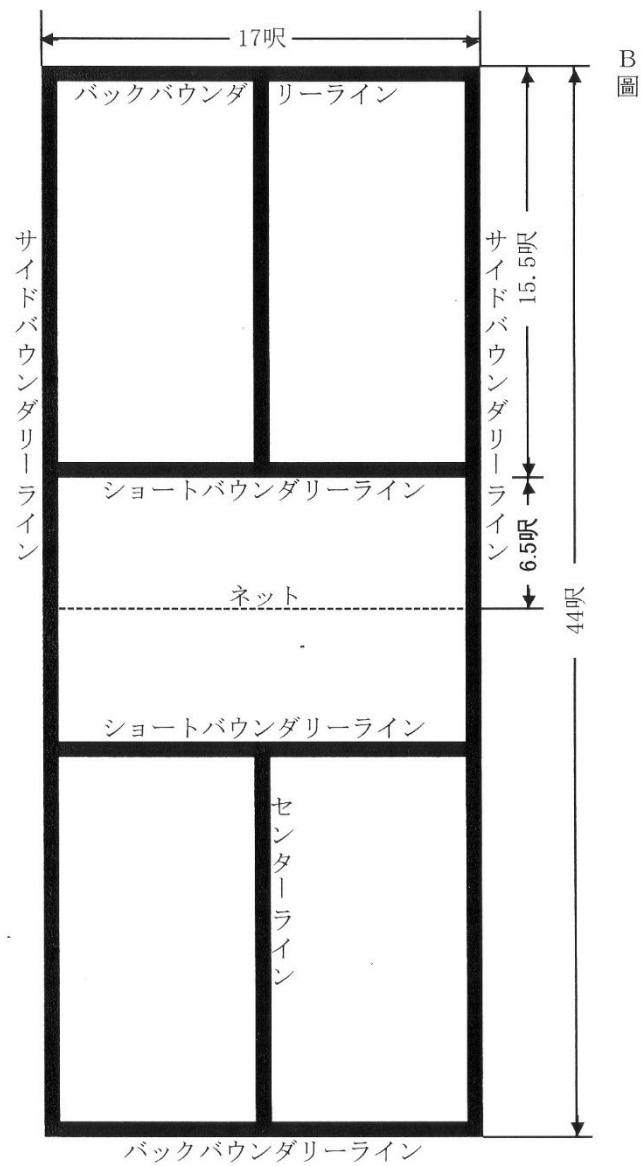
第一項

コートはA圖の如く規定する。但し第二項の場合を除く。
ラインは一時半の巾で白、黒或は他の明瞭なる線で引く。コートを作るにあたって、センターラインの中(一時半)は左右のサービスコートに平等に分割される。

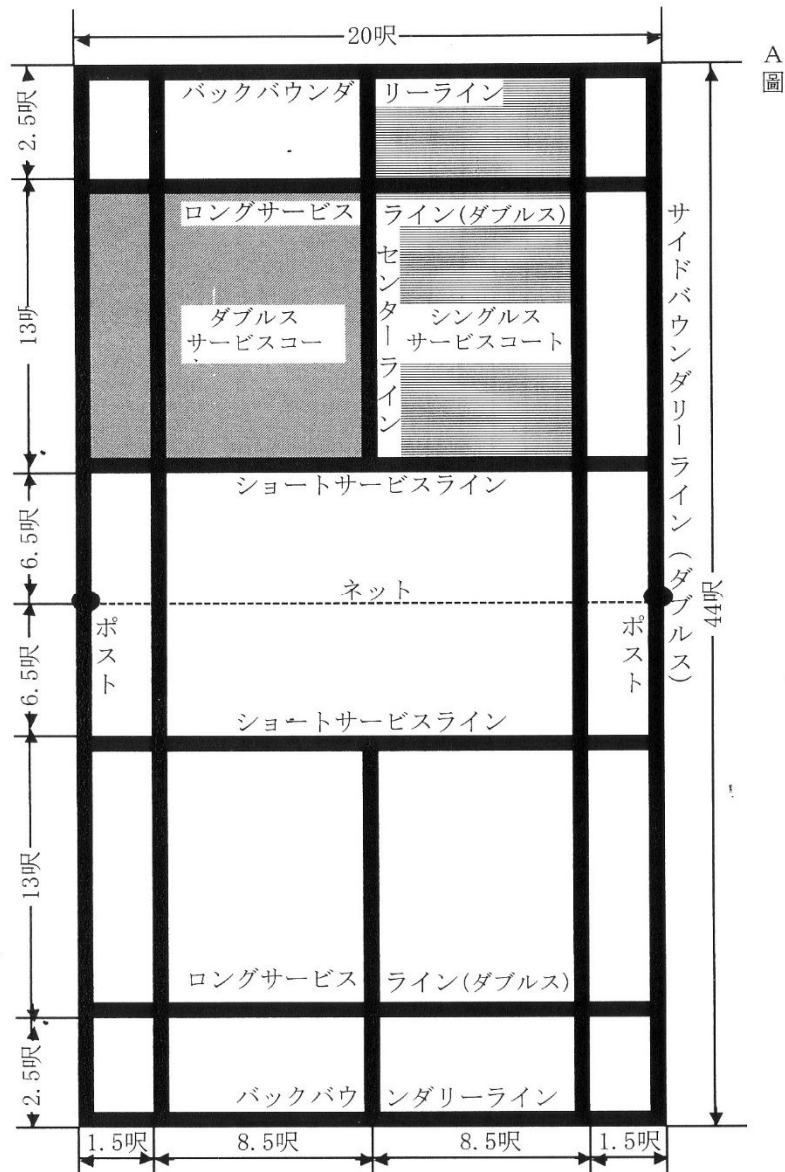
ショートサービスラインとロングサービスラインの中(各一時半)はサービスコートの規定の長さ(一三吋)以内に、他の凡ての周囲のラインの中(各一時半)は規定の長さ以内に引く。(註 一時は一・五四センチメートル)

第二項

ダブルスのコートをつくるだけの広さが無い場合はBに示した如くにシングルスのコートを作る。この場合後方のバウンダリーラインはロングサービスラインになり規則第二條の如きポスト或いはストリップはサイドライン上に立てる。



B 圖



A 圖

ポスト

第二條

ポストは床から五呎一時の高さで第三條に示すが如きネットを十分にしっかりと保つ様にしコートのサイドバウンダリーラインの上に立てる。これが出来ない場合にはネットの下を通過するサイドバウンダリーラインの位置を示す何等かの方法を講じなければならない、即ち一時半以下の薄いポストかストリップを用ひサイドバウンダリーラインに固定させネットの紐に垂直に立てる、ダブルスのために作られたコートに之が用ひられる場合にはシングルス、ダブルスに拘わらずダブルスコートのサイドバウンダリーラインの上にかかれなくてはならない。

ネット

第三條

ネットは四分の三吋の網目のしなやかな紐で作り両ポストにしっかりと張りその巾は二呎六吋とす。
ネットの高さはセンターの所で床から五呎、ポストの所で五呎一時で三吋の二重の白い帯で線を付けその線の中に日も又は索條を通しポストに張る。

シャトル

第四條

シャトルは重さ四・七三瓦（七三グラム）乃至五・三七瓦（八五グラム）直径一時 一時八分の一のコルクに十四 十六枚の羽根をつけたものとする。羽根の長さ二吋二分の一乃至

二吋四分の三で先端に於て二吋八分の一乃至二吋二分の一位擴がり糸か他の適当なものでしっかりとしる。

高い所とか氣候とかの大氣の條件の加はる場所では標準のシャトルでは不適當な場合この規則に対して特例が本協會の認可に従つてなされる。普通の力のプレーヤーがバックバウンダリーラインの上でサイドラインに平衡する方向に然も上にむかつて下手打（アンダーハンドストローク）で打ち上げられた時向ひ側のバックバウンダリーラインの手前一時以上二吋六吋以下に落ちたならばそのシャトルは正當なものと見做される。

プレーヤー

第五條

- 第一項 プレーヤーとはゲームに参加する凡ての人を意味する。
- 第二項 ゲームはダブルスの場合各個二人宛シングルスの場合各個一人宛でなされる。
- 第三項 サーブする権利を有する側がインサイドと稱し反対のサイドをアウトサイドと稱す。

トス

第六條

- 試合開始に先立ち両サイドはトスを行ひトスを得たサイドが次の選擇をす。
- a 最初にサーブをするかしないか。
 - b エンド（コート）を選ぶ。

トスを失ったサイドは、残った何れかを選ぶ。

スコアリング

第七条

第二項 ダブルスゲームと男子のゲームのスコアリングは協定により十五点或は二十一点とす但し十五点のゲームでスコアが十三オールになった時は先に十三に達したサイドが五ポイントゲームにするか或はスコアが十四オールになった時は先に十四に達したサイドが三ポイントゲームをするかを選択(セッティング)することが出来る、ゲームが五点又は三点と決定された場合にはラブオールを宣告し最初に五点又は三点を取った者を以てそのゲームの勝者とする。以上の何れかの場合に於てもその宣言は十三オール又は十四オールに達した直後の最初のサービスを行ふ以前に之がなされなければならない。二十一ゲームの場合にも十九点と二十点かに十三点と十四点の時と同様のスコアリングがなされる。

第二項

婦人のシングルゲームは十一点とす、スコアが九オールになった場合には九点に先に達したプレーヤーがゲームを三点にするか或はスコアが十オールになった場合には先に十点に達したプレーヤーがゲームを二ポイントにするかを選択することが出来る

第三項

最初の機会にセッティングの選択をしなかった側は再び機会を得た時でも出来ない。

第四項

ハンディキャップゲームに於てはセッティングすることは許されない。

第八条

競技者は三ゲームスの勝負を行ふプレーヤーは二回目のゲームの始め及び三回目(若しあれば)のゲームの始めにもエンドをかへる。三回目のゲームでは次の様なスコアに達した時にエンドをかへる。

- a 十五点ゲームの時には八點。
- b 十一點ゲームの時には六點。
- c 二十一點ゲームの時には十一點。

ハンディキャップゲームのある場合には一方がゲームに勝つに必要な全点数の半数を得た時かへる。(偶数の場合はその上の数をとる)

若しも不注意でこの規則に示した様なスコアになった時にプレーヤーがエンドを變へなかつた時には誤りに気がついた時に直ちにエンドを變へ、スコアはそのままとする。

ダブルスプレー

第九条

第一項

どちら側がサービスを打つかを決定したならそのサイドの右側のサービススコートのプレーヤーが対角線上にある反対側のサービススコートにサービスしてゲームを開始する。若しレシーバーがシャトルが床に触れる前に返した時、さらにインサイドの一人に依つてかへされ次にアウトサイドの一人によって返されフォルトになるか或いはシャトルがインプレイでなくなるまで續けて行く(第二項参照)もしもフォルトがインサイドによってなされたなら

はサーバーの側がアウトになる。最初のインニングでそのサイドがゲームを始めるのは唯一回だけとなる（第十一條参照）そして反対側の右側のサービスコートプレーヤーがサーバーとなる。然しサービスが返えされなかつたりアウトサイドによってフォルトがなされた場合にはインサイドが一点を得る、次いでインサイドのプレーヤーが互いにサービスコートを変わり今度は左側のサービスコートから反対側の対角線上のサービスコートにいるプレーヤーにサービスがなされる、一方がインを続けている間はサービスは交互に各サービスコートから対角線上にある反対側のサービスコートに向かってなされる。このサービスコートを變へる事はインサイドが得点を得た場合に限る。

第二項

各インニングの最初のサービスは右側のサービスコートからなされる、サービスはシャトルがサーバーのラケットで打たれた時に始まる。シャトルはその後床に觸れるまで或はフォルトかレットが起こるインプレイである。サービスが行われた後はサーバーとレシーバーはバウンダリーラインに關係なくネットを境として自分のサイドに於ていかなる位置をとつてもよい。

第十條

サーブされたプレーヤー（レシーバー）がサービスを受ける前にシャトルにパートナーが觸るか或は打ち返された時はインサイドが一点を數へる、如何なるプレーヤーも同一のゲームに於て二回連続してサービスを受けることは出来ない、即ち交互に受けなければならぬ。

第十一條

ゲームをはじめのサイドは最初のインニングでは一回だけである。その後のインニングでは總て各サイドの各パートナーが一回だけゲーム（サービスの意味）をはじめ續いて夫々のパートナーのサービスが行はれる、ゲームに勝ちを得たサイドは常に次ぎのゲームで最初にサービスをす。即ち勝者の何れかがサービスをし負けた方の何れがレシーブすることになる。

第十二條

プレーヤーが順番でないのにサービスをしたり或はサービスコートを間違つてサービスをし得点をした時にはレットになる。そのレットは次ぎのサービスが打たれる前に要求されなければならぬ、若しプレーヤーが間違つたサービスコートに立つてサービスを受けそのサイドが勝つた時はレットになる、そのレットは次ぎのサービスが打たれる前に要求され又は許されなければならぬ。プレーヤーが不注意にサイドを變更しその間違ひが次ぎのサービスがなされる後まで発見されなかつた場合にはその間違ひは正當と認められレットは要求されない。

シングルスプレイ

第十三條

シングルスでは規則第九條より第十二條までの適用を受く、但し次ぎの場合を除く。

第一項

サーバーの得点が0の時もしくは試合中に偶數の得点をした時はプレーヤーは夫々右側

サービスコートよりサービスをし、レシーブをす、若しサーバーが奇数の得点をした時はプレーヤーは夫々左側のサービスコートにてサービスをし、又レシーブする。

第二項 両プレーヤーは得点毎にサービスコートを変へる。

フォルト

第十四條

インサイドのプレーヤーがフォルトをするとサーバーを交代するアウトサイドのプレーヤーがフォルトをするとインサイドが一點を得る。

次の場合はフォルトである。

第一項 サービスをする時シャトルがサーバーの腰より高い所で打たれた時又はラケットの頭のどの部分もシャトルを打った瞬間にラケットを持ったサーバーの手よりも高く出た場合。

第二項 サービスの時シャトルが違ったサービスコートに落ちた場合（即ちサーバーの對角線上の相手側のコートでないコートに落ちた場合）又ショートサービスラインに達せず或はロングサービスラインを越え或はサービスをしようとするサービスコートのサイドラインの外に落ちた場合。

第三項 サーバーの兩足がサービスををする時サービスすることに決められているサービスコート内でない時、若しくはレシーブするプレーヤーの兩足がサービスがされるまで對角線上のサービスコート内にあらざる時。（規則第十六條参照）

第四項 サービスのなされる前、或はサービスのなされる時プレーヤーが相手を瞞したり或は意識的に邪魔した時。

第五項 サービスの時若しくはプレイの最中にシャトルがコートのバウンダリー外に落ちネットをくゞり、屋根、周囲の壁に觸れ、或は側に居る人やプレーヤーの着物に觸れた時（ライン上に落ちたシャトルはそのラインかバウンダリーとなつてゐるコート或はサービスコート内に落ちたものと看做される）

第六項 シャトルが進行中ネットを横切る前に相手側によって打たれた場合（然し打った後にラケットがネットを越してシャトルを追ふことは許される）

第七項 シャトルが進行中プレーヤーがラケット又は体、着物でネット或はそれを支えてゐるものに觸れた時。

第八項 シャトルが同一プレーヤーによって連続二回打たれたり、一人のプレーヤーとそのパートナーによって続けて打たれた時或ははつきりと打たれなかつた時（解説二参照）

第九項 試合中プレーヤーがシャトルを打った場合（それによつてよく返さなかつた時）又はシャトルがプレーヤーに当たつた場合、コートのバウンダリーの中に立ってゐるか居なかつたかには關係なし。

第十項 プレーヤーが相手を妨害した時。

第十一项 規則第十六條が犯された場合。

一般規定

一一一

第十五条 サーバーは相手がレシーブの用意をするまでサーブすることが出来ない。但し相手がサービスを返そうとした時は用意したものと看做される。

第十六条 サーバーとレシーバーは夫々のサービスコート内に立たねばならない(ショートサービスライン、ロングサービスライン、セクターライン、サイドラインにかこまれたサービスコート内)そしてこれらの両脚の一部はサービスがすむまで静止の状態に於て床につけていなければならない。サービスの時サービスの場合或はレシーブの場合足がライン上或はラインに觸れてゐるとサービスコートの外側ありと看做される(第十四条第三項参照)

それぞれのパートナーは如何なる位置をとつてもよい。但し相手を見えなくしたり邪魔したりしてはならない。

第十七条

サービスの時シャトルがネットに觸れた場合はレットとなりサービスは改めてなされる。

打合の途中でシャトルがネットに觸れて越えた場合にはそのまま續行、返球の時シャトルがポストの外側を通過しても反対側のコートとのバウンダリーライン上若しくは内側に落ちてもよい。レットは予期せざる偶然的な障害に對してアンパイヤーによつて与えられる。サービスの時シャトルがネットのトップにあたりその後レシーバーが之を打つたり触れたり

した場合はシャトルが正當なサービスコートに落つべきものと考へレットとするサービスの時又は打合中シャトルがネットを越えた後ネットに觸つたりネットの上に乗つたりネットにかかつたりした時はレットとなる其の回は無効としレットとなつた時最終にサービスしていたプレイヤーが再びサービスをする。

第十八条 サーバーがサービスをしやうとしてシャトルを落とした場合はフォルトにならないがシャトルがラケットに觸れればサービスが打たれたことになる。

第十九条 試合中シャトルがネットにりひつかつた場合、又はネットに當つて打者(ストライカー)のサイドに跳ね返つて落ちてから又はコートの外側の床に落ちてから後に相手がラケットや体、着物でネット又はシャトルに觸れた時はレットにならず、その時のシャトルはインプレイにならない。

第二十条

プレイヤーがネットの極く近くで下へシャトルを打つ様な場合には相手はシャトルがラケットから跳ね返るやうに、ネット近くでラケットを高くあげてはならない。これは規則第十四条第十項の意味で妨害となる、但しプレイヤーは相手方の妨害とならない限りに於て顔を防ぐためにラケットを差し上げることが出来る。

第二十一条

アンパイヤーはフォルトやレットの生じた時プレイヤーから訴へがなくなるともこれを宣言する義務を有し、又、解決のつかない點に關する訴へに裁決を與える義務を有する。但しそれ

は次のサービスの打たれる前になされることを要す又アンパイヤーは随意にラインズマンを指名する義務を有す。アンパイヤーの決定は最終のものであるがラインズマンの決定を確認すべきである。レフェリーが指名されてある場合は規則に関する疑問についてのみアンパイヤーの決定よりレフェリーの決定に従ふ。

解説

一、サーバーやレシーバーがサービスしこれを受ける位置をとった後サーバーがサービスを続けることをやめる様な動作や行動をとった場合はそのサービスはだましたことになる。

(規則第十四條第八項を見よ)

二、第十四條第二項のフォルトは次の如し

a 打たれてある間シャトルがラケットにより保たれた場合即ち明瞭に打たるゝ代わりにラケットにひつかゝって振り投げられた場合

b 一回打つ中にシャトルが二回打たれた場合

三、但し次の場合はフォルトではない(ストロークは合法的である)

a シャトルの台と羽根が同時に打たれた時。

b シャトルがラケットのいづれからの縁で打たれた時。

四、プレイヤーが規則第十四條第六項にゆるされた場合を除き、ラケット又は体を以て相手のコートを

少しでも侵した場合には妨害となる。(規則第十四條第十項参照)

五、建物の構造のため必要な場合には地方のバドミントン協會は本部協會と相談の上シャトルが妨害に觸れる場合を取り扱う細則を作ることが出来る。

用語解説

Acc (エース) 1 点ゲームにおける採点の単位、同意語、「スコア」ポイント」
 Back Boundary Line 2 呎離れて二つの後の境界線がある外側の戦はシングルスにもダブルスにも使ふコートの後の境界である。それはシングルス、サービスコート、ロングサービス(或は後の境界)線である、内側の線はダブルスのサービスコートの時だけロングサービスラインとして使はれる。

Backcourt or Back Alley 二つの後の境界線の間にある區劃(地域)そして後境界線の前に續いての處。

Balk 相手を妨げること

Birds シヤトルコック

Change Ends コートを交換するのは夫々のゲームを新しくするときの初めにやる。第3セットの試合の場合には勝つてゐる方の点数が半分より1点でも多くなればコートを變える。即ち

11 點	ゲーム	時は	6 點になると交換する。
15 點	ゲーム	時は	8 點になると交換する。
21 點	ゲーム	時は	11 點になると交換する。

Cross Court Net Flight 羽根がネットテープに沿つて或はすれすれに飛んで境界線内域内或は近く落ちるのを云ふ。

Down- サーバーの失敗に依つて起きた損害を云ふ。

ダブルスの場合(第一回の場合を除いて)パートナーの夫々の人が一回宛出来る、二人失敗すれば相手がわに移る、第一回のサーバー側はただ一回だけのダウンが許される。

Ends コートの一方の側を云ふ。

Hairpin (Net) Flight ネット近くからショットフライントすること、羽根がネットテープ近くネットを越えたときネットの他の側にチック落ちるフライントのこと。

In Play サービスされてからポイント、フォルト、レットを宣言されるまでの間を云ふ。

Let、ノーカウントの云々。

Love All ゲームを始める時に於けるスコア、ゲームの終りはセット。

Net Flight <ジャンフライン

Net Play プレーヤーがネットの近くの場所から打ち返すこと。

日本バドミントン協会役員

顧問	平沼亮三	東俊郎
	横瀬三郎	R・Lターキン
參與	栗本義彦	白山源三郎
	泰孝次郎	本島寛
	織田幹雄	G・ジオルゲンソン
會長	山田文雄	東京都新宿區若松町七三
副會長	白石謙作	東京都渋谷區鉢山町
理事長	角田賢三	大阪市西宮 大阪朝日新聞社運動部
常務理事	廣田兼敏	東京都新宿區若葉町一ノ十ノ六
	安村正和	横浜市中區山下町 横浜Y・M・C・A
	兵頭昌彦	東京都千代田區富士見町一ノ十六 東京Y・M・C・A
	猪俣基次	鎌倉市岡本三二
		東京都中央區日本橋江戸橋一ノ一 三菱倉庫株式會社

財務理事	宮岡謙次	東京都港區新橋四ノ三二
監事	仲地幹雄	東京都中央區日本橋江戸橋一ノ一 三菱倉庫株式會社
理事	林貞雄	東京都千代田區有樂町一ノ十一 毎日新聞社經理部
	畑野大薰	東京都新宿區若葉町一ノ十ノ六
	川口大三	横浜市中區山下町 横浜Y・M・C・A
	石渡俊一	大阪市西區土佐堀二ノ十一 大阪Y・M・C・A
	川崎策實	大阪市西宮 大阪朝日新聞社運動部
		大阪市西區土佐堀二ノ十一 大阪Y・M・C・A

事務所 東京都千代田區神田駿ヶ台四ノ六 岸記念体育館内

事務担当者

理事長 角田賢三
 常務理事 安村正和

都道府縣ドミントン協会支部一覧表

都道府縣名	責任者	協会所在地
東京都バドミントン協会	山田文雄	東京都港区司馬南佐久間町一ノ二二
大阪府バドミントン協会	川口清	大阪市西區土佐堀二ノ十一大阪YMCA内
神奈川県バドミントン協会	廣田兼敏	横浜市中區山下町横浜YMCA内
北海道バドミントン協会	佐藤保	札幌市大通一ノ二 北海道配電株式会社
愛知縣バドミントン協会	青井節郎	名古屋市鐵砲町三ノ二三 東海スポーツ(株)
岡山縣バドミントン協会	齋藤實	岡山市薪西大寺五八 スポーツマン運動具店
石川縣バドミントン協会	久保田弘	金澤市上堤町 富士銀行金澤支店内
岐阜縣バドミントン協会	大間地元之助	岐阜市高岩町二六 津和電機有限公司社内
山梨縣バドミントン協会	原二三郎	甲府市柳一丁目 原スポーツ用品内
長野縣バドミントン協会	田子一郎	長野縣松本市役所内 松本体育協會事務局
宮城縣バドミントン協会	井澤平勝	仙台市 宮城縣庁体育課
福岡縣バドミントン協会	西園富吉	福岡市渡邊通三丁目 西日本鐵道株式会社内
岩手縣バドミントン協会	小泉多三郎	岩手縣教育委員會事務局
千葉縣バドミントン協会	秋葉喜好	千葉市龜井町八三 昭和農林株式会社内
新潟縣バドミントン協会		
茨城縣バドミントン協会	宮岡良逸	水戸市南馬口勞町三、一八九 東邦社内



昭和 24 年 4 月 1 日 印刷
 昭和 24 年 4 月 5 日 發行

【定價 30 圓】

不許複製

東京都千代田區神田駿ヶ台 4 6
 岸記念体育館内
 日本バドミントン協会
 編輯兼 山田文雄
 發行者

檢閱許可番號 P.3121
 印刷所 有限會社 東邦社
 水戸市南馬口勞町 3189

東京都千代田區神田駿ヶ台 4 6 岸記念体育館内
 日本バドミントン協会

申込取扱所 東京都千代田區富士見町 1 16
 東京基督教青年會
 電話 九段(33) 2533